

議案第13号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例  
について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例  
第41号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出

小松島市長 中山 俊 雄

## 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

32 令和5年4月1日から同年5月7日までの間における市長の給料月額  
は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月  
額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。